

鹿児島県暴力団排除活動推進基金に対する寄付金の御協力をお願い!!

暴力団排除活動に取り組む県民の皆様への支援策として、県内の暴力団事務所の早期撤去や暴力団排除活動の推進のため、(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センターに鹿児島県暴力団排除活動推進基金を設置しています。

以下の経費について、基金から貸し付けることができます。



1. 暴力団事務所の撤去等に係る訴訟に必要な費用



2. 暴力団事務所の買取り又は買戻しに必要な費用



3. その他暴力団の排除活動に資する場合で特に必要と認める場合

※ 平成26年7月から、(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センターは、住民の委託を受けて、暴力団事務所の使用差止請求訴訟等を行うことができるようになりました。

県民総ぐるみで暴力団排除活動を推進するために、**寄付金**を募集しています!



【寄付金の申込先・問い合わせ先】

鹿児島市新屋敷町16-301 県住宅供給公社ビル3F
(公財)鹿児島県暴力追放運動推進センター
TEL099-224-8601 FAX099-224-8602
フリーダイヤル 0120-491581



鹿児島県暴力団排除条例について

平成26年5月、以下の規定を新たに盛り込んだ県暴力団排除条例を施行しました。



- ・事業者からの暴力団員等への利益供与を禁止
- ・学校等の周囲 200mの区域内での暴力団事務所の開設禁止及び罰則
- ・特定事業者(ホテル、旅館、ゴルフ場等)が、暴力団の活動を助長することを知りながら、利用契約を締結することを禁止 など

「鹿児島県暴力団排除条例」に関することや暴力団に関するもめごと・困りごとの相談窓口

鹿児島県警察本部組織犯罪対策課 TEL099-206-0110

099-255-0110 (企業対象暴力相談電話)